

韓国 K-REACH 1t 未満登録・研究開発用途 提出資料省略のお知らせ

2022年3月15日、韓国環境部は、化学物質の登録および評価等に関する法律（K-REACH）施行規則改正案の一部について、施行規則改正前に先行して3月16日より適用することを発表しました。

※本情報は3月16日時点の情報に基づきご案内しております

- ① 年間1t未満の新規化学物質の登録のために提出が必要な試験資料について、水溶解度が1mg/L未満であるか、中間体(Intermediates) または工程速度調整剤(Process regulators) の用途に該当する場合、魚類急性毒性（またはミジンコ急性毒性）、易分解性試験を省略可能。
- ② 韓国外の製造・生産者が営業秘密を理由に成分情報を提供しない輸入量0.1t未満の研究開発用途の化学物質は、免除確認申請時に物質安全保健資料（MSDS）の提出により、該当物質の名称、固有番号を省略可能。

今後、韓国の年間1t未満の新規化学物質の登録の要求試験を準備される際には、まずは登録の用途が中間体(Intermediates) または工程速度調整剤(Process regulators) の用途に該当するかをご確認ください。

上記以外の用途がある場合には、ご都合に応じて、まずは水溶解度試験から実施し、水溶解度が1mg/L未満かどうかを確認された後に、魚類急性毒性試験（またはミジンコ急性毒性試験）、易分解性試験の実施要否を判断されることをお勧めいたします。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

参考：韓国環境部

<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=1513760&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1 TEL：03-6896-6436

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>